

# 令和8年度 財政運営計画(R9~R11)等の策定のポイント

## 財政運営計画

### 【策定目的】

第6次草津市総合計画の施策・事業の推進を図るため、未来への責任ある政策論議を行い、事業の「選択」と「集中」により、厳しい財政状況が見込まれる中であっても、地域経営を進める上で重要な今後3年間の具体的な施策を明らかにすることを目的とする。

### 【計画期間】

令和9年度から令和11年度(3年間) ※対象期間は4年間(令和9年度から令和12年度まで)

### 【対象事業】

- ①継続事業 現計画(令和8年度から令和10年度)に計上されている事業。
- ②新規事業 事業費総額(計画から竣工)が1億円以上のハード事業。新規事業は原則として令和11年度を起点とする。(新たな財源確保が得られる事業は、令和9年度を起点可)

## 重点政策マネジメント事業

### 【対象事業】

- ・ 令和8年度は、全庁的な事務負担の軽減を図るとともに、効果的・効率的な審査・議論を進めるため、**原則、新規事業のみを対象**とする。
- ・ 大幅な制度の改正を伴うものや、今後の財政運営に大きく影響するものなど、**各部局において政策議論が必要であると判断した事業については、既存事業(拡大分)の要求についても可**とする。
- ・ 対象者数の増加や人件費・物価の高騰等に伴う既存事業の事業費の増額や、継続事業については、令和9年度当初予算要求から受け付けることとする。
- ・ **「DX推進プロジェクト」に係る事業については、課題整理において政策議論が必要とされた事業等(1千万円以上)を重点政策マネジメント事業の対象とする。**

	「DX推進プロジェクト」以外に係る事業			「DX推進プロジェクト」に係る事業	
	新規・拡大事業	課題整理において政策議論が必要とされた新規・拡大事業	健幸都市づくり・ゼロカーボンに係る新規・拡大事業	課題整理において政策議論が必要とされた新規・拡大事業等	新規・拡大事業
10,000千円以上 (4年間の総額)	重点政策マネジメント事業	重点政策マネジメント事業	重点政策マネジメント事業	重点政策マネジメント事業(※)	DX伴走支援
10,000千円未満 (4年間の総額)	対象外	対象外	重点政策マネジメント事業	DX伴走支援	DX伴走支援

(※) 「DX推進プロジェクト」に係る事業については、課題整理において政策議論が必要とされた事業でなくても、デジタル技術・サービスの活用のための費用以外の事業費が10,000千円以上の場合などは、重点政策マネジメント事業の対象となります。

## 業務見直し工程表(スクラップロードマップ)

- ・ 財政運営計画および重点政策マネジメント事業において、**新規・拡大事業を要求する場合は、必ず「業務見直し工程表(スクラップロードマップ)」を提出**すること。
- ・ 各部局の財政マネジメントにおける分権型予算制度を推進していることから、各部局のマネジメントにより策定した工程表により削減された経費については、枠配分から減額しないこととする。

## 今後のスケジュール(予定)

5月13日(水)	通知
6月19日(金)	提出期限
6月下旬 ~ 7月中旬	ヒアリング・財政フレーム作成資料依頼
7月下旬 ~ 8月上旬	部長間調整
8月中旬 ~ 8月下旬	理事者協議
9月中旬	計画策定
10月中旬	議会報告・市民への公表